ゆたか

CONTENTS

01 税制改正のあらまし（速報版）
05 国からのお知らせ
09 県からのお知らせ
10 税の啓発活動
18 税の絵はがき優秀作品
20 その他法人会の活動
25 税の暦（6～8月）
26 法人会の活動日程（行事予定表）
27 新入会員紹介

No.163
2018.5.15

公益社団法人
大分法人会
E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp
URL http://www.oitakenhouren.com/oita/

府内城天守のライトアップ　（写真提供：大分合同新聞社）

Ⅰ 法人税関係

1　所得拡大促進税制の見直し

(1) 中小企業

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年(平成30～32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ

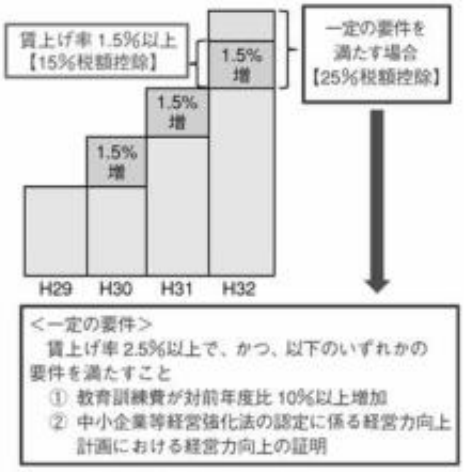

(2) 大企業

大企業(資本金の額等が1億円超の法人など)については、①その年(平成30～32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

また、教育訓練費の増加(対前年度20%以上増加)の要件を満たせば、5%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

2　大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加（当期所得金額>前期所得金額）しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部（研究開発税制その他一定の税額控除の規定）は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合は、対象外となります。

① 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること
② 国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3　交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

4　中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

5　欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる、欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。

ただし、中小企業(平成21年2月1日以降に終了する各事業年度)については、その不適用措置の対象から除外されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

6　地方拠点強化税制の延長・拡充

平成27年に創設された地方拠点強化税制が2年延長されるとともに制度の拡充が図られます。同税制には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（拡充型）、特別償却25%又は税額控除7%（移転型）のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡充型8%以上、移転型5%以上（現行：拡充型・移転型ともに10%以上）に引き下げられます。

また、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても適用が可能となります。

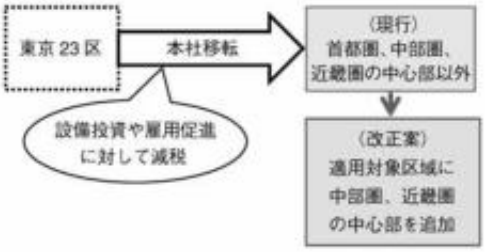

適用時期

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間内に都道府県知事の認定を受けた場合について適用されます。

Ⅱ 相続税・贈与税関係

1　事業承継税制の特例の創設

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画(仮称)[注]を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されます。

〔注〕特例承継計画(仮称)とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

事業承継税制の特例の概要

		現行	改正案
納税猶予株式		発行済議決権株式総数の3分の2	経営者が保有する全ての株式
納税猶予割合		80%	100%
雇用確保要件		事業承継後５年間の平均で、8割以上の雇用維持が必要	雇用確保要件を満たせない場合でも、その理由と認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続
経営環境の変化に対応した減免制度（後継者が解散・譲渡を行う場合）		事業承継時の株価を基に相続・贈与税を課税	解散・譲渡時の評価額を基に再計算を行い、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免
適用対象者の拡大	先代経営者の主な要件	代表権を有する先代経営者１人の者から贈与等により取得する株式が対象	代表者以外の者から贈与等により取得する株式も対象
	後継者の主な要件	代表権を有する後継者１人	代表権を有する後継者（最大３人まで）。総議決権数の10%以上を有する者に限る

経営環境の変化に対応した減免制度

現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社を解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散・譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。

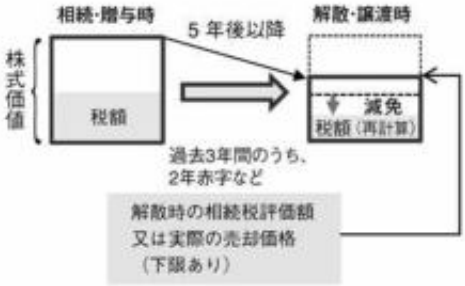

事業承継税制の適用対象者の拡大

現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。

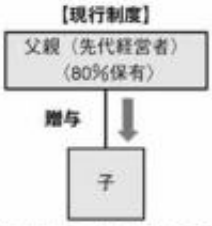

1人の先代経営者から1人の後継者への承継のみ適用対象

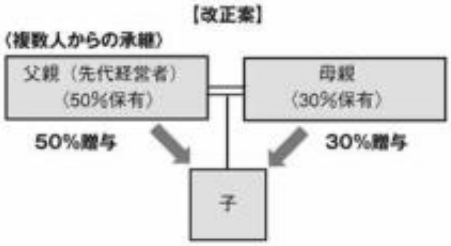

複数人から後継者への承継も適用対象

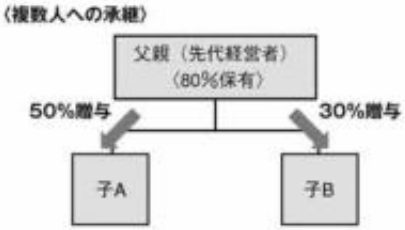

複数人（最大3人）への承継も適用対象

適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

Ⅲ 所得税関係

1 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き下げ、基礎控除の控除額が引き上げられます。

(1) 給与所得控除等の見直し

給与所得控除の控除額が一律10万円引き下げられます。また、その上限額についても、給与等の収入金額850万円で控除額195万円（現行:給与等の収入金額1,000万円で220万円）に見直されます。

なお、給与等の収入金額が850万円超のケースでも、特別障害者や23歳未満の扶養親族などが同一生計内にいる場合には、負担増が生じない措置が講じられます。

給与所得控除額の見直し

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超～660万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超～850万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げたうえで、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195万5,000円の上限（現行:上限なし）が設けられます。また、年金以外の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合は、さらに一律10万円（2,000万円超の場合は一律20万円）控除額が引き下げられます。

(3) 基礎控除の見直し

基礎控除の控除額を一律10万円引き上げ、その上限額が48万円（現行:一律38万円）とされます。また、合計所得金額が2,400万円超の個人については、その金額に応じて控除額が逓減され、2,500万円超で基礎控除の適用ができないこととなります。

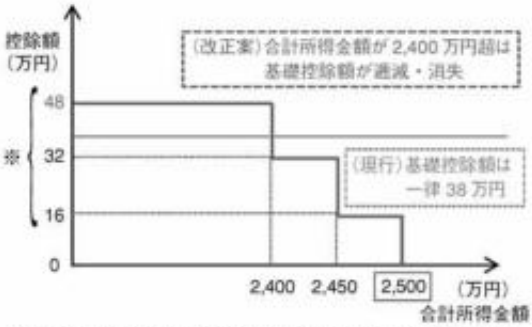

※ 個人住民税の基礎控除額はそれぞれ43万円、29万円、15万円（現行：一律33万円）。

(4) 各所得控除の調整措置

各所得控除の合計所得金額の要件が次のように見直されます。

合計所得金額の要件の見直し

	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

Ⅳ 地方税関係

1　中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させる認定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準をゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成28年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了（平成31年3月31日）をもって廃止されます。

固定資産税の特例の概要

対象者	・先端設備等導入計画（仮称）の認定を受けた中小企業者等
対象設備	生産性要件が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備 ・機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内）
要件	・市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合 ・労働生産性が年平均 3%以上向上と認定 ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの
税制措置	固定資産税の課税標準が、当初3年間に限り、ゼロ～1/2 の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減

適用時期

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までに取得をした場合に適用されます。

Ⅴ その他

1　申告手続の電子化促進のための環境整備

経済社会のICT化が進展していることを踏まえ、税務手続においてもICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備する観点から、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できる環境整備が構築されます。なお、大法人（資本金の額等が1億円超の法人など）については、法人税・消費税等について電子申告が義務化されます。

適用時期

平成32年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）について適用されます。

2　年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の事務負担を軽減し、給与所得者の利便性を向上させる観点から、現在、書面で勤務先などに提出している生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除の年末調整関係書類（生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書）について、国税庁が構築予定のシステムで電磁的方法による提出が可能となります。

ただし、住宅ローン控除証明書と住宅ローンの年末残高証明書の電磁的方法による提出は、居住年が平成31年以後である人に限られます。

適用時期

平成32年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

3　国際観光旅客税（仮称）の創設

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光基盤の拡充・強化を図る観点から、国際観光旅客税（仮称）が創設されます。

航空機や船舶で出国する旅客に対し、出国1回につき1,000円が課せられます。ただし、航空機や船舶の乗員、乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）、2歳未満の者などは対象から除外されます。

適用時期

平成31年1月7日以後の出国について適用されます。

法人会
消費税期限内納付
推進運動

公益財団法人
全国法人会総連合
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
FAX 03-3357-6682
http://www.zenkokuhojinkai.or.jp

※内容に関するお問い合わせは、上記の宛先までFAX等文書にてお送りください。なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

国からのお知らせ

平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品　飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新　聞　軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

※　一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

区分経理による請求書等の記載

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）が必要です。

総勘定元帳（仕入れ）　㈱〇〇

月	日	適用	借方	貸方
11	2	㈱△△　雑貨	22,000	
11	2	㈱△△　食料品※	21,600	

総勘定元帳（売上げ）　㈱△△

月	日	適用	借方	貸方
11	2	㈱〇〇　雑貨		22,000
11	2	㈱〇〇　食料品※		21,600

請求書

㈱〇〇御中

平成××年11月2日

割り箸　550円
牛肉　※　5,400円
・・・・・
合計　43,600円
（10%対象　22,000円）
（8%対象　21,600円）

※は、軽減税率対象品目　㈱△△

軽減税率対象品目を記号「※」や「☆」等で明らかにしておく必要があります。

国税局・税務署　（平成30年1月作成）

免税事業者の方へ

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者から区分記載請求書等を求められることがあります。

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援措置を行っています。

軽減税率制度に対応するために行うＰＯＳレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

○　軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ（www.kzt-hojo.jp）をご覧ください。

また、中小企業庁のホームページ（www.chusho.meti.go.jp）の動画一覧サイトに、軽減税率対策補助金の説明動画が配信されておりますので、ご覧ください。

○　軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル　０５７０－０８１－２２２

【受付時間】　９：００～１７：００　（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

○　軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1．消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

専用ダイヤル　０５７０－０３０－４５６

【受付時間】　９：００～１７：００　（土日祝除く）

2．電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「３」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。

○　税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○　軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

国税庁

＼国税の納付は、／

簡単・便利な

ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

スマホ・タブレットでもOK!

簡単

○インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
○インターネットバンキングの契約が不要です！
○利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続が行えます！
⇨電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です。

便利

○金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
⇨源泉所得税を毎月納付している方に便利です。
○即時又は納付日を指定して納付することができます！
○納付する際に、預貯金口座を選択できます！

ダイレクト納付を利用するには

☑ **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

☑ **利用者識別番号を取得する**
e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

☑ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」（P3）にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

1

税務職員採用試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験の受験者を募集します。

税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、１年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

なお、募集要項は、次のとおりです。

１　受験資格

⑴　平成３０年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び平成３１年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者に準ずると認める者

２　試験の程度

高校卒業程度

３　第１次試験

平成３０年９月２日（日）

４　申込方法及び申込受付期間

人事院ホームページ申込専用アドレス（www.jinji-shiken.go.jp/juken.html）又は「採用情報ＮＡＶＩ」（採用情報ＮＡＶＩ　検索）をご利用ください。

申込受付期間は、平成３０年６月１８日（月）午前９時から６月２７日（水）まで（受信有効）

５　お問合せ先

試験に関する詳しい情報については、次のところへお問い合わせください。

⑴　人事院九州事務局（電話０９２―４３１―７７３３）

⑵　熊本国税局人事第二課試験研修係（電話０９６―３５４―６１７１）内線６０４６

⑶　大分税務署（電話０９７－５３２－４１７１）

＊自動音声案内後、「２」を選択してください。

県からのお知らせ

大分県からのお知らせ

5月31日（木）は自動車税の納期限です

===== 納税は期限内に！ =====

【大分県は、税の滞納の未然防止に全力で取り組んでいます】

～自動車税とは～

車検証に記載されている4月1日現在の「所有者」の方に課税される税金です。

（自動車をローンで購入し、所有権が留保されている場合は、「使用者」の方に課税されます。）

～自動車税納期内納付キャンペーン～

県内の各県税事務所では、納期限までの間、税の滞納の未然防止という視点から、街頭啓発活動や企業訪問などの啓発活動を行います。

職員が出向いた際には、この趣旨をご理解いただき、啓発用ポスターの掲示等にご協力いただきますようお願いします。

自動車税は、お近くの金融機関や郵便局、県税事務所の窓口、コンビニエンスストアでの納付に加え、

「大分県自動車税クレジット納税サイト」

からも納付いただけます　大分県クレジット納税　検索

～口座振替も便利です～
ゆうちょ銀行でもお手続きいただけます

自動車税の口座振替納税を、県内の各金融機関において実施しています。

口座振替を利用されると、窓口で納税する手間が省けるため大変便利です。

※今年度の納税は納税通知書による方法でお願いします。次年度からの自動車税が対象となります。詳しくは、最寄りの下記県税事務所までお問い合わせください。

滞納すると・・・

○延滞金が加算されます（平成30年は年率8.9%の割合）

○差押え等の滞納処分を受けることになります

（納期限までに税金が完納されない場合、督促状を発付します。その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日（11日目）までに完納されない場合、滞納者の財産調査を行い、預貯金、給料、自動車等の差押えを行います。）

自動車税のお問い合わせは、最寄りの県税事務所までご相談ください

別府県税事務所	TEL 0977-67-8211	豊後大野県税事務所	TEL 0974-22-7501
大分県税事務所	TEL 097-506-5771	日田県税事務所	TEL 0973-22-4175
自動車税管理室	TEL 097-552-1122	中津県税事務所	TEL 0979-22-2920
佐伯県税事務所	TEL 0972-22-3021		

この広告に関することは、大分県総務部税務課（℡ 097-506-2382）までお問い合わせください。

県税に関する情報は（くらしと県税）ホームページ　http://www.pref.oita.jp/site/zei/

税の啓発活動

租税教室

（公社）大分法人会は、次代を担う小学生に少しでも税について知ってもらうことを目的に、毎年、小学６年生を対象とした出前授業「租税教室」に取り組んでいる。

青年部会（部会長 江玉睦秀）は、12月19日（火）に明野北小学校に、１月12日（金）に判田小学校、１月17日（水）に金池小学校で、また、女性部会（部会長佐藤利子）は、１月23日（火）に長浜小学校で出前授業を行った。講師を務める部会員は、児童に少しでも理解してもらおうと事前研修会を開催し、取り組んでいる。

▲　後藤圭委員

▲　織部方重委員

▲　光田加寿子委員

▲　山口勉委員

豊府支部研修会開催

１月30日（火）、豊府支部（支部長 利根三喜生）は、おおいた健康管理センターにおいて大分税務署法人課税第３部門の合沢亨上席調査官を講師に迎え支部研修会を開催した。

研修会は、31年10月施行予定の消費税率引き上げに伴う軽減税率制度について実施した。

講義を受けるまでは関係ないと思っていた事業者も、仕入税額控除について区分経理が必要なことなどを知る有意義な研修会となった。

▲　利根支部長あいさつ

▲　講師の合沢上席

べつだいウォークへ参加

２月４日（日）、（公社）大分法人会青年部会（部会長 江玉睦秀）は、大分県法人会連合会青年部会連絡協議会の事業「べつだいウォーク」のイベントに主管法人会として参加した。当日は午前中、雪のちらつく寒い一日であった。会場では、確定申告のＰＲを印刷したポケットティッシュの配布を行った。また、租税教育用ビデオを放映したほか、租税教室のパネルを展示し、小学生を対象とした応募型の税金クイズを実施した。

▲　マスコット「けんた君」も参加

▲　会場の様子

大在・坂ノ市・佐賀関三支部合同研修会

２月７日（水）、大在支部（支部長 森薫）、坂ノ市支部（支部長 佐藤勲八）、佐賀関支部（支部長 上野輝芳）の三支部は、講師に大分税務署から法人課税第１部門井手雄一郎統括官を講師に招き、３支部合同で研修会を開催した。

今回は、31年10月に施行が予定されている消費税率の引き上げに伴う、軽減税率制度について研修を行った。研修では軽減税率の対象のみではなく、経理をどのように行うか、また、仕入税額控除を受けるためにはどのような経理が必要かなど、事例を交えての研修会で、全ての事業者が関係することを認識できる研修会となった。

▲　講師の井手統括官

▲会場の様子

新設法人説明会

２月28日（水）、（公社）大分法人会（会長 矢野利幸）は、大分税務署との共催事業として新設法人説明会を大分県労働福祉会館「ソレイユ」で開催した。

共同開催となり、参加者も確実に増加している。

当日は大分税務署から松元哲弥審理専門官、井手雄一郎法人課税第１部門統括官、碇山研郎上席が説明会講師等として参加した。

説明では、全国法人会総連合が作成した「新設法人のための会社の税金ガイドブック」「会社の決算・申告の実務」を使用した。

▲　講師の碇山上席

▲　会場の様子

城東春まつりで税金クイズ

４月15日（日）、城東ブロック（ブロック長 利光正臣）は、日岡公園で開催の「第42回城東春まつり」に参加した。

城東春まつりは、一昨年度より参加を始めたもので、本年は天候に恵まれ、多くの来場者があった。ブースを借り、来場者には、税に関する絵はがきコンクールの入賞作品を印刷したティッシュペーパー、いちごプロジェクトの団扇等を配布した。

また、国税庁発行の「知っておきたい税情報」の冊子も配布した。

ブースでは、税に関する事項を問題とした応募型のクイズを小学生から高校生までを対象に実施した。

ブース内は、多くの参加者でにぎわっていた。

▲　会場の様子

▲　会場の様子

会員募集中

★青年部会★		＊女性部会＊
50歳までの経営者及び経営幹部の方で男女不問	入会資格	女性経営者及び幹部等
6,000円	年会費	3,000円

活動内容

各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。

お問合せ

事務局：下川・佐藤まで（電話 532－8917）

経営税務セミナー開催

３月７日（水）と３月14日（水）、（公社）大分法人会青年部会（部会長 江玉睦秀）は、「会社の決算・申告の実務」、「消費税軽減税率制度について」というテーマで大分税務署審理専門官の松元哲弥氏・上席調査官の碇山研郎氏、法人課税第１部門統括官の井手雄一郎氏をそれぞれ講師に招き、税についての研修会を大分県労働福祉会館「ソレイユ」で開催した。

研修では、全国法人会総連合が作成した冊子「会社の決算・申告の実務」と国税庁発行の「消費税のリーフレット及びＱ＆Ａ」を使用して行われた。

３月７日の研修会は、決算書作成にあたっての留意点や、各種制度を利用するための届出等についての研修を行った。例えば、事業年度開始までに手続きが必要な事例や事業年度中でも良い場合の事例など、いろいろな事例に基づく研修を行った。

また、３月14日の研修会では、軽減税率の対象となる取引や、具体的な表示方法についての研修を行った。食品等を扱っていない事業者においても仕入税額控除のために区分経理が必要なことなどについても研修した。

▲　講師の松元審理専門官・碇山上席

▲　講師の井手統括官

▲　会場の様子

▲　会場の様子

税に関する絵はがきコンクール表彰式

３月17日（土）、（公社）大分法人会女性部会（部会長 佐藤利子）は、平成29年度の税に関する絵はがきコンクールの入賞者に対する表彰式を開催した。ご来賓として大分税務署長柳原信也氏、外部審査員の佐藤和子先生、親会より矢野利幸会長を迎え、センチュリーホテルで執り行った。

当日は、入賞者のほかご家族、学校の先生などが式に参列。ご来賓の大分税務署長柳原信也氏の挨拶、外部審査員の佐藤和子先生の講評に続き表彰状と副賞の授与を行った。

本年度は、金池小学校の児童の作品が全国法人会総連合女性部会連絡協議会の会長賞を受賞し、伝達も行われた。

なお、本年度から「税務署長賞」も創設され、柳原署長から手渡された。

大分県法人会連合会（以下「県連」という）の入賞者には、県連表彰状・副賞とともに応募した作品のコピーをラミネートしたものが県連女性部会連絡協議会柴田文子顧問（会長末松眞知子）から、また、大分法人会の入賞者には女性部会部会長佐藤利子から同様に渡された。終了時には、受賞者へ集合写真を渡した。

作品については、書写コンクール入賞作品と併せて、コンパルホールの４階子どもギャラリーに３月19日から３月31日までの間展示を行った。

▲　平成29年度絵はがきコクール入賞者集合写真

▲　柳原大分税務署長のあいさつ

▲　表彰式の様子

▲　会場の様子

▲　審査会の様子

絵ハガキコンクールの入賞者は次のとおり。（敬称略・各賞50音順で掲載）

（公財）全国法人会総連合女性部会連絡協議会入賞者

会長賞（１名）佐藤美結子（金池小）

（一社）大分県法人会連合会女性部会連絡協議会入賞者

優秀賞（２名）　永岡遥（西の台小）、西田雅（滝尾小）
奨励賞（２名）　今西絢菜（明治小）、米本千夏（明野東小）
税務署長賞　日髙実緒（金池小）
大分法人会会長賞　小手川琵那（判田小）

（公社）大分法人会入賞者

会長賞（３名）小野環（東庄内小）、神田杏（金池小）、渡邉亜彩（明野東小）
優秀賞（15名）池本春花（明野東小）、伊東七海（鶴崎小）、猪口桃香（金池小）
江島杏（川添小）、岡綾音（由布院小）、河野つばさ（明治小）

澤田菜桜（明野東小）、中島雄大（荏隈小）、長谷川栞奈（由布院小）
羽田野結愛（金池小）、日髙眞緒（金池小）、平野栞和（川添小）
堀遼太郎（西の台小）、松川紗希（明野北小）、右田妃奈梨（金池小）
奨励賞（20名）秋月由布菜（滝尾小）、井上朔太郎（長浜小）、岩田秀道（明野東小）
植木柑奈（敷戸小）、上村春奈（明野東小）、奥村栞菜（明野北小）
川村環和（滝尾小）、河村昂樹（金池小）、河野麗（金池小）
杉本愛美（荏隈小）、高瀬里奈（明野北小）、辻倖大（西の台小）
中内朋美（金池小）、仲元紗（東稙田小）、長田陽菜（川添小）
日小田はな（滝尾小）、三井実優（金池小）、八川千華（由布院小）
山田稜真（明野東小）、用正泰雅（明野東小）
学校賞（５校）大分市立金池小学校・大分市立西の台小学校
大分市立滝尾小学校・大分市立明治小学校
大分市立明野東小学校

以上の皆さんです。入賞おめでとうございます。

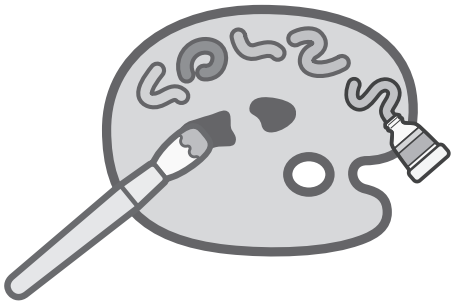

お知らせ

（公社）大分法人会では、小学６年生を対象として夏休み期間に「税に関する書写コンクール」を、また、冬休み期間に「税に関する絵はがきコンクール」の取り組みを行います。

コンクールへの参加お待ちしています。

関係者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒870－0023　大分市長浜町３丁目15番19号
公益社団法人大分法人会
☎ ０９７－５３２－８９１７　FAX ０９７－５３７－３４７６

税の絵はがきコンクール

全国法人会総連合
女性部会連合協議会　会長賞

金池小学校
佐藤　美結子さん

大分県法人会連合会
女性部会連絡協議会　優秀賞

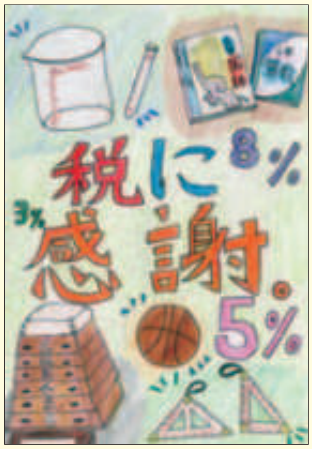

西の台小学校
永岡　遥さん

滝尾小学校
西田　雅さん

大分県法人会連合会
女性部会連絡協議会　奨励賞

明治小学校
今西　絢菜さん

明野東小学校
米本　千夏さん

表彰者　（平成 29 年度）

大分税務署長賞

金池小学校
日髙　実緒さん

大分法人会　会長賞

判田小学校
小手川　琵那さん

大分法人会　女性部会長賞

東庄内小学校
小野　環さん

金池小学校
神田　杏さん

明野東小学校
渡邉　亜彩さん

多数ご応募いただきありがとうございました。

法人会の活動

中央ブロック公開講演会開催

１月20日（火）、中央ブロック（ブロック長 佐藤俊治）はジャーナリストの長谷川幸洋氏を講師に招き、男女平等参画プラザ「アイネス」において新春講演会を開催した。

長谷川氏の講演は好評で、今回は、「激動する政治・経済！日本の進路を考える」のテーマで講演を依頼した。

当日は国の内政や外交についてわかりやすい解説を交えての講演で参加者からは「次も長谷川先生で」との声が聴かれた。

▲　佐藤ブロック長あいさつ

▲　講師の長谷川氏

▲　会場の様子

▲　会場の様子

城東ブロック世界遺産参拝と工場見学会開催

２月21日（水）、城東ブロック（ブロック長 利光正臣）、所属支部は桃園支部（支部長 佐藤啓治）、日岡支部（支部長 利光正臣）、津留支部（支部長 副千秋）、東大分支部（支部長 矢野久）、滝尾支部（支部長 高井道晴）、明野支部（支部長 吉弘晃）の６支部）は、ブロック全体で研修旅行を開催した。

当日は、昨年７月９日に世界遺産登録が決定した「宗像大社への参拝」と「からし明太子製造工場」の見学を実施した。

▲　説明を受ける参加者

▲　辛子明太子作りに挑戦

法人会会員の皆様へのお知らせとお願い

法人会では、会員の皆様へ会報誌を送付したり、各種研修会等のご案内のため名簿を管理しています。届け出に変更が生じた場合にはお手数ですが、事務局までお知らせください。

届け出が必要な事項は次の事項です。

・法人の名称
・法人所在地
・代表者の変更
・資本金の変更

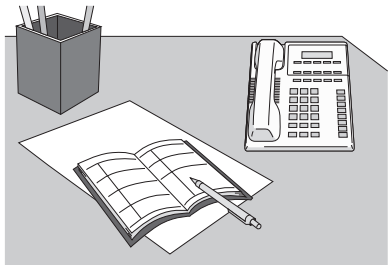

新社会人研修会

４月12日（木）、（公社）大分法人会事業研修委員会（委員長 田中秀幸）は、レンブラントホテル大分２階二豊の間において、講師に㈱プレスタイム九州の米澤金作氏を迎え、新社会人研修会を開催した。この新社会人研修会は、恒例の事業となっており、今年も39社より134名の新社会人の参加があった。

本年もアイス・ブレーキングゲーム（絵による伝達）を行い、同じテーブルになった参加者同士の距離感を縮め、社会人と学生の違い、意識の改革、接遇マナーの話から、仲間同士で話し合い協力し一つの答えを導き出す課題を行った。研修前と研修後では、参加者の挨拶の声の大きさがはっきりと違っており研修の成果がうかがえた。

▲　主催者田中委員長

▲　研修の様子

▲　講師の米澤金作氏

▲　研修の様子

参加いただいた企業は次のとおりです。（50音順に掲載）

朝日警備保障㈱、（有）麻生自動車整備工場、㈱ＡＴＴＳ、（株）エフ・ティー・シーホテル開発、（公社）大分県薬剤師協会、大分交通（株）、（税法）大分総合会計事務所、大分ダイハツ販売（株）、大分ファミリー（株）、大分ヤナセ（株）、大岩電工㈱、㈱オーエフシー、（株）カーライフ大分、協栄工業（株）、㈱クロレラ本社、国道九四フェリー（株）、（有）コダマ、（株）人健メディカルライジング、㈱スガテック大分支店、㈱スズキ自販大分、総合ケアセンター情和園、大銀コンピューターサービス㈱、大心産業㈱、大成木材（株）、（有）田口計算センター、㈱トキハインダストリー、、（株）トキハ物流サービス、ナカノス建設工業㈱、㈱ハート、㈱豊後企画集団、豊國建設㈱、㈱ホンダカーズ大分、㈱ホンダカーズ大分中央、松尾機器産業㈱、（有）溝口事務所、山忠商店㈱、㈱レンブラントホテル大分

研修へのご参加ありがとうございました。

婚活イベント

２月17日（土）、（公社）大分法人会青年部会（部会長 江玉睦秀）は、ホテルザーズにおいて第25回婚活イベントを開催した。

今回は、ローカルタレント「マッキー」こと牧貴宏さんと青年部会の永尾由紀江公益副委員長が司会を行い、男女各35名合計70名が参加した。

参加者は、１対１のトークの後、ビュッフェ形式の食事を楽しみながらのフリートークや、くじでランダムに選ばれた男女がペアとなりゲームを行い、大変な盛り上がりを見せた。

今回は、11組のカップルが誕生した。

また、新たに１組のカップルから成婚のうれしいご報告をいただきました。

次回は、７月11日（水）に開催を決定しております。チラシを同封していますので、ご本人はもちろん、お知り合いの方に是非ご紹介していただければと思います。（お問い合わせ等は大分法人会事務局へ　☎097－532－8917）

▲　漆間副部会長挨拶

▲　イベントの様子

南九連女性の集い

２月14日（水）、南九連女性部会連絡協議会（会長 吉弘桂子）主催の「第12回女性の集いin鹿児島」が熊本国税局課税部次長の古園久徳氏をはじめご来賓多数の出席のもと、南九州４県から女性部会員約200名が集まり、城山観光ホテルで開催された。

この集いは、女性部会の主たる活動である「税に関する絵はがきコンクール」をはじめとする租税教育事業や「いちごプロジェクト」などの社会貢献事業の情報交換及び活動発表の場となっている。

なお、記念講演は、大河ドラマ「西郷どん」にちなみ、志學館大学の原口泉教授による「西郷どんの見どころ味どころ」のテーマで講演をいただいた。

▲　式典の様子

▲　講師の原口氏

▲　円卓会議の様子

▲　大分からの参加者

南九連「青年の集い」

２月２日（金）、南九連青年部会連絡協議会（会長 脇田武彦）主催の「青年の集い」が熊本国税局課税部次長の古園久徳氏をはじめご来賓多数の出席のもと、南九州４県から青年実業家約200名が集まり、宮崎観光ホテルで開催された。

青年の集いは、青年部の主たる活動である租税教育事業の情報交換及び活動発表（プレゼンテーション）の場となっている。

なお、記念講演会は宮崎ひでじビール㈱の永野時彦代表取締役を講師に招き「地域資源を活かして全国へ、そして世界へ～廃業危機からのチャレンジ～」のテーマで実施された。

また、今回は、31年度に開催する「全国青年の集い大分大会」（大会会長星野賢一・実行委員長齋藤治雄）に対する協力の要請とアピールを行った。

▲　会場の様子

▲　全国青年の集いをアピール

税の暦６月～８月

これから３か月間の税に関する届け出、申請納付についてお知らせするコーナーです。
期限等を確認し、手続きもれや納付もれがないかチェックの参考としてください。
なお、この情報は法人会事務局調べによるものです。もう一度、貴社での検討・確認をお願いいたします。

６月の税

源泉所得税５月分納付期限（11日）、住民税納付期限（特別徴収分11日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（11日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、４月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（７月２日）、４月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（７月２日）、軽油引取税申告及び納付期限（７月２日）、住民税第１期分納付期限（７月２日）、県たばこ税申告納付期限（７月２日）

７月の税

源泉所得税６月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、所得税の予定納税額の減額申請書（17日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（17日）、源泉所得税納期の特例（１～６月分）分納付期限（20日）、５月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（31日）、５月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（31日）、軽油引取税申告及び納付期限（31日）、県・市固定資産税第２期納期限（31日）、所得税予定納税１期分の納付期限（31日）、県たばこ税申告納付期限（31日）、産業廃棄物税申告納入期限（31日）

８月の税

源泉所得税７月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分110日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、６月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（31日）、６月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（31日）、軽油引取税申告及び納付期限（31日）、個人事業税第１期分納付期限（31日）、県たばこ税申告納付期限（31日）

税についてのお問い合わせ先

国税（大分税務署）	☎	０９７－５３２－４１７１（代表）
県税（大分県）	☎	０９７－５３６－１１１１（代表）
県税（大分県税事務所）	☎	０９７－５０６－５７７１（代表）
市税（大分市役所）	☎	０９７－５３４－６１１１（代表）
市税（由布市役所）	☎	０９７－５８２－１１１１（代表）

これからの行事

日　付	行事名	内　　容
6月6日	公開講演会	6月6日（水）、ホテル日航大分オワシスタワー5Ｆ孔雀で開催する大分法人会総会時の記念講演会を公開で開催します。 講師：松岡勇樹氏 国東時間株式会社代表取締役社長 演題：国東時間とものづくり
9月	秋の講演会	女性部会が主催する秋の講演会を開催します。 詳細につきましては、確定次第にホームページやチラシ等でお知らせいたします。
10月	おおざいワッショイ	地域イベント「おおざいワッショイ」に参加し、小学生を対象にステージ及び法人会ブース（寺園公園内？）で税金クイズを実施する予定です。 学生の皆さんの参加をお待ちしています。
11月	ななせの里まつり	地域イベント「ななせの里まつり」に参加し、小学生を対象に法人会ブース（みどりマザーランド？）で税金クイズを実施する予定です。 学生の皆さんの参加をお待ちしています。
11月	税を考える週間 （11／11～11／17） 街頭広報	街頭で税のＰＲ活動を行います。 ティッシュと花の種を配布予定です。
11月	公開講演会	税を考える週間に毎年実施しています公開講演会を本年も開催する予定です。 詳細につきましては、確定次第にホームページやチラシ等でお知らせいたします。

研修会や講演会等の行事につきましては、確定次第にお知らせしています。
大分法人会のホームページで御確認下さい。

新会員ご紹介

（順不同　敬称略）

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
上野左官工業㈱	上野　明	大分市久原中央３－10－14	左官工事業
㈱アドヴァイス	八田　一	大分市萩原３－12－11	広告・出版業
㈲ケイテック	河田武彦	大分市松原町３－４－17－101	卸売業
ナイスエリア㈲	内山直之	大分市明野北２－15－２－104	不動産業
㈱上村商店	佐藤康博	大分市大字一木1212－152	製造業
㈱よしだ会館	小野秀幸	大分市大字大平23－１	旅館・ホテル
(社福)参風会	織部哲也	大分市大字奥田736番地の５	特別養護老人ホーム
ＳＡＴＯ創芸社	佐藤邦弘	由布市庄内町東長宝1190	看板製造
有希工業㈱	川上真紀	大分市高松東３丁目６番31号	製造
もちだ家	首藤昌弘	大分市賀来2796	飲食業
㈲イトマン商店	伊藤忠人	大分市仲西町２丁目６番19号	食品販売

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。（平成29年12月21日から平成30年４月６日受付まで）

～税理士はこんな仕事をしています～

１　あなたの税務代理をします。
　税金の申告、申請、請求、不服申立
２　あなたの税務書類を作成します。
　申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
３　あなたの税務相談に応じます。
　申告や主張、陳情、または申告書の作成に関しての相談
４　会計業務を行います。
　財務書類の作成（決算書など）
　会計帳簿の記帳代行（元帳、試算表などの作成）
　財務に関する事務（立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など）
５　税務調査の立ち会いをします。（税務代理）
６　その他
　・経営分析、経営指導　・財産の管理　・議事録などの整理
　・融資申告の手続　・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

企業と暮らしのホームドクター
税理士　皆尾（みなお）たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

（事務局）　南九州税理士会大分支部

大分市都町１丁目３番22号大分都町ビル７Ｆ
電話　５３２－２９７４

AIG

AIG損保

法人会のビジネスガード Business Guard Series

世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！

プロパティーガード Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険＋財物損害補償特約＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
http://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

大分支店
〒870-0045
大分県大分市城崎町１丁目３番31号 富士火災大分ビル
TEL.097-534-1400　FAX.097-532-6925
午前９時～午後５時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-152289 2020-01)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

アフラックは
がん保険
契約件数 No.1
平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」

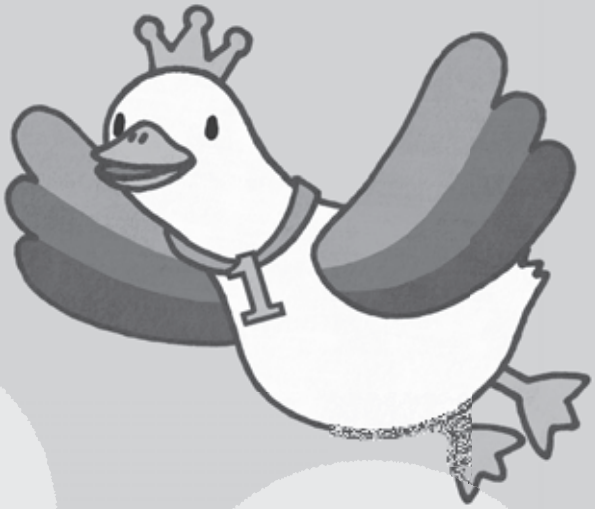

おすすめポイント

❶通院保障

三大治療(*1)のための通院や、所定の通院期間中(365日以内)の通院を**日数無制限**で保障。

❷三大治療・先進医療の保障

がんの主な治療法である**三大治療**や、健康保険が適用されない**先進医療**(*2)もしっかり保障。

❸生活の質を落とさない為のケア

がん治療による**外見の変化**(*3)や、「がん」の痛みを和らげるための**緩和ケア**(*4)にも備えられます。

(*1)三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を指します。(*2)保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。(*3)外見ケア特約を付加した場合。(*4)緩和療養特約を付加した場合。

\NEW/
生きるためのがん保険 Days1

\NEW/
女性特有のがんにも手厚い
生きるためのがん保険 Days1

\NEW/
あなたの保障を最新化
生きるためのがん保険 Days1プラス

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
大分支社 〒870-0034 大分県大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル7F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AFツサ課-2018-5008 2月1日

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!
アフラック 法人会 検索

法人会がん保険制度
公益財団法人 全国法人会総連合

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

**経営者はお亡くなりになったり就業不能状態になるなど、
様々なリスクに取り囲まれており、
「会社をまもるための資金」と「家族をまもるための資金」の両方が必要です。**

**大同生命ではリスクに対応した商品を組み合わせてご加入いただく
トータル保障をご提案しています。**

会社をまもる

- お亡くなりになるリスクに対する保険 **Rタイプ**
- ＋ 重大疾病による長期離職のリスクに対する保険 **Jタイプ**
- ＋ 重度の身体障がい状態によるリタイアのリスクに対する保険 **Tタイプ**
- ＋ ケガ・病気による一時的な離職のリスクに対する保険 **Mタイプ**

家族をまもる

- お亡くなりになった場合や要介護状態で収入がなくなった場合のリスクに対する保険 **収入リリーフ**
- ＋ 要介護状態になった場合の介護のリスクに対する保険 **介護リリーフ**

商品の正式名称は次のとおりです。Rタイプ：無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）、Jタイプ：無配当重大疾病保障保険、Tタイプ：無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）、Mタイプ：無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）、収入リリーフ：無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）、介護リリーフ：無配当終身介護保障保険
ご検討・ご契約にあたっては、「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう企業保障の大きな傘を

〈引受保険会社〉 DAIDO 大同生命保険株式会社

大分支社/大分県大分市都町1−3−22　TEL 097−532−8278

F-29-1016（平成30年1月19日）

広報誌「ゆたか」163号　発行：公益社団法人 大分法人会　大分市長浜町3丁目15番19号　大分商工会議所ビル2階
TEL.097-532-8917　FAX.097-537-3476